

在宅複合施設こまくさ野村
ショートステイこまくさ野村 重要事項説明書

令和 7 年 1 月 1 日現在

1 当事業所の相談窓口

当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電話 0263-51-1128
(月曜日～金曜日午前9時00分～午後5時00分)
担当 山崎 千春

2 ショートステイこまくさ野村の概要

(1) 事業所の名称, 所在地等

事業所名	ショートステイこまくさ野村
所在地	長野県塩尻市広丘野村 2146 番地
介護保険事業所番号	2071500520
ご利用者対象地域	塩尻市全域, 周辺広域

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1		総括	1
医師			1	利用者の健康管理	1
生活相談員	介護福祉士	1		介護計画作成 生活相談	1
栄養士	栄養士		1	献立栄養管理等	1
機能訓練指導員	看護師	1	1	日常生活訓練指導	2
事務職員		1		事務	1
介護・看護職員	看護師	1	1	健康管理等診療補助	2
	介護福祉士	6	1	利用者の日常生活補助	8
	ヘルパー 1～2 級終了者	2		利用者の日常生活補助	4
	その他		1	利用者の日常生活補助	1

(3) 同事業所の設備の概要

定員	21名		
居室	4人部屋	3室	(1室 43 m ²)
	2人部屋	4室	(1室 26 m ²)
	個室	1室	(1室 12.6m ²)
食堂兼機能訓練室	2室	(各	34 m ²)
浴室	一般浴槽, 特殊浴槽		

3 サービス内容

【契約書別紙】のとおり

4 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料【契約書別紙】のとおり

(2) その他の料金

特別食，理美容費，送迎費は【契約書別紙】のとおり

(3) キャンセル料 【契約書別紙】のとおり

(4) 基本料金の減免措置

国が定める所得に応じた減免の措置があります。

(5) 利用の中止 【契約書別紙】のとおり

(6) 支払方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、口座引き落とし、銀行振り込み、現金払いの3通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の15日頃郵送する請求書が届きましたら、請求書に記載の事業者が指定する口座にお振込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の15日頃郵送する請求書が届きましたら、現金でお支払いください。

5 サービスの利用法

(1) サービスの利用申込み

- ・ 電話等でお申込みください。
- ・ 利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3か月前からできます。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効とな

ります。

- ・ 利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付サービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが当事業所および当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

- ・ やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。なおこの場合、予約は無効となります。

6 当事業所のサービスの特徴等

（1）運営の方針

ショートステイこまくさ野村に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活の世話や機能訓練を行います。対象者は、心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張の為、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者です。

短期入所生活介護契約に基づき利用者の人格、意思及び尊厳を最大限に尊重し、一人ひとりのニーズに的確にこたえる個別接遇を進めていくことに努める。

（2）サービス利用のために

事項	有無	備考
時間延長の可否	有	
従業員の研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
男性介護職員の有無	有	
その他		協力病院（各科）あり

（3）サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 自由 9：00～17：00
- ・ 外出、外泊 自由 事前に届け出必要
- ・ 喫煙 自由 指定の場所
- ・ 設備、器具の利用 自由（テレビ必要時はリースの手配します）
- ・ 金銭、貴重品の管理 実施 管理が必要な場合は事業所で管理します。
- ・ 飲酒 応相談
- ・ 所持品の持ち込み 自由 生活に必要最小限の物にさせていただきます。

- ・施設外での受診
- ・宗教活動
- ・ペット

持ち物・衣類、履物等必ず記名して下さい。
 自由 付き添いを要請場合があります。
 自由 勧誘・強要等については固くお断りします。
 禁止

7 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに応急的な対応は事業所専属医が行うか又は必要に応じて速やかにかかりつけ医師や歯科医師に連絡をとる等の措置を講じます。緊急性の高い場合は救急車を呼ぶ等必要な措置を講じます。

主治医	病院 氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

8 事故発生時の対応

事業所は指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、当該利用者に係る指定居宅支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償責任を行います。

9 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
 事故防止に関する担当者：小嶋 秀裕
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知します。
- (4) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得たうえで次に掲げる事に留意して必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体的拘束を行ったまた日時、理由及び様態等について記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくた

めの取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.1 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 災害時は人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、総括・通報連絡担当・非難誘導担当・消火担当・救護担当の各分担の責任者を決め必要な業務を行う。
- (2) 防災設備 消火器・自動火災報知設備・誘導灯
- (3) 防災訓練 消火訓練、避難訓練（年1回）・通報訓練（年1回）
- (4) 防火管理者 (担当 伊藤 大介)

1.2 サービス内容に関する相談・苦情

- ①当事業所ご利用お客様相談・苦情担当 山崎 千春
電話 0263-51-1128
(受付時間：月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分)
担当
- ②当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
塩尻市役所 健康福祉部 介護保険課 介護相談係
電話 0263-52-0285 (介護保険課直通)
0263-52-0280 (市役所代表) 内線 2117～2120
松本市役所 健康福祉部 高齢福祉課
電話 0263-34-3213 (高齢福祉課直通)
0263-34-3000 (市役所代表)
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
電話 026-238-1555

1.3 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人恵和会	在宅複合施設	こまくさ
代表者役職・氏名	理事長 原田恵智子		
所在地・電話番号	長野県塩尻市広丘野村 2146・0263-51-1128		
定款の目的に定めた事業	1 老人デイサービス（一般、認知症） 2 老人短期入所生活介護 3 認知症対応型共同生活介護 4 老人訪問介護 5 老人在宅介護支援事業（市委託）		

	6 老人居宅介護支援事業	
	7 診療所	
	8 地域密着型特別養護老人ホーム	
施設・拠点等	老人デイサービス（一般 1 ヲ所 認知症 1 ヲ所）	
	老人短期入所生活介護	1 ヲ所
	認知症対応型共同生活介護	3 ヲ所
	老人訪問介護	1 ヲ所
	在宅介護支援センター（市委託）	1 ヲ所
	居宅介護支援	1 ヲ所
	診療所	1 ヲ所
	地域密着型特別養護老人ホーム	1 ヲ所

短期入所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

ショートステイ こまくさ野村

説明者 : 職名 相談員

氏名 山崎 千春 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 : 住所

氏名 印

上記代理人 : 住所

利用者との関係

() 氏名 印

在宅複合施設こまくさ野村
ショートステイこまくさ野村 介護予防重要事項説明書

令和 7 年 1 月 1 日現在

1 当事業所の相談窓口

当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電話 0263-51-1128
(月曜日～金曜日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分)
担当 山崎 千春

2 ショートステイこまくさ野村の概要

(1) 事業所の名称, 所在地等

事業所名	ショートステイこまくさ野村
所在地	長野県塩尻市広丘野村 2146 番地
介護保険事業所番号	2071500520
ご利用者対象地域	塩尻市全域, 周辺広域

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1		総括	1
医師			1	利用者の健康管理	1
生活相談員	介護福祉士	1		介護計画作成 生活相談	1
栄養士	栄養士		1	献立栄養管理等	1
機能訓練指導員	看護師	1	1	日常生活訓練指導	2
事務職員		1		事務	1
介護・看護職員	看護師	1	1	健康管理等診療補助	1
	介護福祉士	7	1	利用者の日常生活補助	8
	ヘルパー 1 ～ 2 級終了者	4		利用者の日常生活補助	4
	その他		1	利用者の日常生活補助	1

(3) 同事業所の設備の概要

定員	21 名		
居室	4 人部屋	3 室	(1 室 43 m ²)
	2 人部屋	4 室	(1 室 26 m ²)
	個室	1 室	(1 室 12.6m ²)
食堂兼機能訓練室	2 室	(各	34 m ²)
浴室	一般浴槽, 特殊浴槽		

3 サービス内容

【契約書別紙】のとおり

4 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料【契約書別紙】のとおり

(2) その他の料金

特別食、理美容費、送迎費は【契約書別紙】のとおり

(3) キャンセル料 【契約書別紙】のとおり

(4) 基本料金の減免措置

国が定める所得に応じた減免の措置があります。

(5) 利用の中止 【契約書別紙】のとおり

(6) 支払方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、口座引き落とし、銀行振り込み、現金払いの3通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の15日頃郵送する請求書が届きましたら、請求書に記載の事業者が指定する口座にお振込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の15日頃郵送する請求書が届きましたら、現金でお支払いください。

5 サービスの利用法

(1) サービスの利用申込み

- ・ 電話等でお申込みください。
- ・ 利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3か月前からできます。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効とな

ります。

- ・ 利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付サービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます

③その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが当事業所および当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

- ・ やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。なおこの場合、予約は無効となります。

6 当事業所のサービスの特徴等

（1）運営の方針

ショートステイこまくさ野村に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活の世話や機能訓練を行います。対象者は、心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張の為、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者です。

短期入所生活介護契約に基づき利用者の人格、意思及び尊厳を最大限に尊重し、一人ひとりのニーズに的確にこたえる個別接遇を進めていくことに努める。

（2）サービス利用のために

事項	有無	備考
時間延長の可否	有	
従業員の研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
男性介護職員の有無	有	
その他		協力病院（各科）あり
第三者評価の有無	無	

（3）サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 自由 9：00～17：00
- ・ 外出、外泊 自由 事前に届け出必要
- ・ 喫煙 自由 指定の場所
- ・ 設備、器具の利用 自由（テレビ必要時はリースの手配します）
- ・ 金銭、貴重品の管理 実施 管理が必要な場合は事業所で管理します。
- ・ 飲酒 応相談

- ・所持品の持ち込み 自由 生活に必要最小限の物にさせていただきます。
持ち物・衣類、履物等必ず記名して下さい。
- ・施設外での受診 自由 付き添いを要請する場合があります。
- ・宗教活動 自由 勧誘・強要等については固くお断りします。
- ・ペット 禁止

7 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに応急的な対応は事業所専属医が行うか又は必要に応じて速やかにかかりつけ医師や歯科医師に連絡をとる等の措置を講じます。緊急性の高い場合は救急車を呼ぶ等必要な措置を講じます。

主治医	病院 氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

8 事故発生時の対応

事業所は指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、当該利用者に係る指定居宅支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償責任を行います。

9 虐待防止の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
事故防止に関する担当者：小嶋 秀裕
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知します。
- (4) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得たうえで次に掲げる事に留意して必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び

様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 1 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 災害時は人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、総括・通報連絡担当・非難誘導担当・消火担当・救護担当の各分担の責任者を決め必要な業務を行う。
- (2) 防災設備 消火器・自動火災報知設備・誘導灯
- (3) 防災訓練 消火訓練、避難訓練（年1回）・通報訓練（年1回）
- (4) 防火管理者 (担当 伊藤 大介)

1 2 サービス内容に関する相談・苦情

- ①当事業所ご利用お客様相談・苦情担当 山崎 千春

電話 0263-51-1128

(受付時間：月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分)

担当

- ②当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

塩尻市役所 健康福祉部 介護保険課 介護相談係

電話 0263-52-0285 (介護保険課直通)

0263-52-0280 (市役所代表) 内線 2117～2120

松本市役所 健康福祉部 高齢福祉課

電話 0263-34-3213 (高齢福祉課直通)

0263-34-3000 (市役所代表)

長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課

電話 026-238-1555

1 3 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人恵和会	在宅複合施設	こまくさ
代表者役職・氏名	理事長 原田恵智子		
所在地・電話番号	長野県塩尻市広丘野村 2146		
定款の目的に定めた事業	1 老人デイサービス (一般, 認知症)		
	2 老人短期入所生活介護		
	3 認知症対応型共同生活介護		
	4 老人訪問介護		

	5 老人在宅介護支援事業（市委託）	
	6 老人居宅介護支援事業	
	7 診療所	
	8 地域密着型特別養護老人ホーム	
施設・拠点等	老人デイサービス（一般 1 ヲ所，認知症 1 ヲ所）	
	老人短期入所生活介護	1 ヲ所
	認知症対応型共同生活介護	3 ヲ所
	老人訪問介護	1 ヲ所
	在宅介護支援センター（市委託）	1 ヲ所
	居宅介護支援	1 ヲ所
	診療所	1 ヲ所
	地域密着型特別養護老人ホーム	1 ヲ所

予防短期入所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

ショートステイ こまくさ野村

説明者： 職名 相談員

氏名 山崎 千春 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者： 住所

氏名 印

上記代理人： 住所

利用者との関係

() 氏名 印